

学校法人 大阪滋慶学園 介護福祉士実務者研修 学則

(設置目的)

第1条 学校法人 大阪滋慶学園は、永年にわたる医療・福祉分野における高度専門職業人養成実績を踏まえ、当学園が有する教育資産等を有効利用した介護福祉士実務者研修を実施することにより、超高齢社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(研修事業の名称)

第2条 本研修の名称は次の通りとする。

学校法人 大阪滋慶学園 介護福祉士実務者研修
以下、「本研修」とする。

(研修会場)

第3条 本研修を実施するため、以下の事務局および面接授業会場を置く。

事務局：学校法人 大阪滋慶学園 鳥取市医療看護専門学校
(鳥取市東品治町103-2)

面接授業：①学校法人 大阪滋慶学園 鳥取市医療看護専門学校
(鳥取市東品治町103-2)

②学校法人 大阪滋慶学園 大阪保健福祉専門学校
(大阪市淀川区宮原1-2-47)

(養成課程、修了年限及び定員等)

第4条 本研修の養成課程および修業年限、定員等は以下の通りとする。

課程	修業年限	受講定員	学級数	総定員
通信課程	6ヵ月	20名	2学級	40名

但し、「訪問介護員養成研修1・2級課程」「介護職員初任者研修」「介護職員基礎研修」の修了者が厚生労働省等の定めによる科目の履修免除の適用を受ける場合は、履修免除を受ける科目に応じて、前記の修業年限を短縮することができる。

(履修免除による修業年限の短縮を受ける場合でも、その就業年限は最低1ヵ月以上とする)

(履修方法)

第5条 本研修を修了する為の履修カリキュラムは、別表1の通りとする。

使用教材：介護福祉士実務者研修テキスト(中央法規出版)

(研修期間)

第6条 本研修の開講期間は、毎年以下の通りとする。

通信課程 6月(第1週) ～ 12月(第1週)【6ヶ月】

(休講日)

第7条 本研修の休講日は以下の通りとする。

- (1) 夏季休講：8月13日～8月16日
 - (2) 面接会場が所在する市下に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令されている場合は、下記の通りとする。
 - ① 午前7時までに解除された場合は、平常通り開講する。
 - ② 午前11時までに解除された場合は、13時より開講する。
 - (3) 居住地域または面接会場までの経路に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令されている場合は、該当の受講生のみ、本条(2)の通りとする。
 - (4) 非常変災その他急迫の事情があるとき、または講習の実施上、特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。
- なお、面接会場が所在する府県下、及び居住地域等に気象警報等が発令されている場合には、常に身体・生命の安全を最優先して行動すること。

(受講資格)

第8条 医療・福祉・介護分野への就業を希望し、介護の知識を学びたい者。

(受講者の選考)

第9条 本研修の受講を希望する者は、受講申込書に必要事項を記入し、指定期限までに提出すること。申込多数の場合は、志望動機などを考慮し受講の可否を決定する。

なお、申込者が受講定員の半数に満たない場合は、開講を中止する場合があります。

(入学手続・本人確認)

第10条 本研修の受講を許可された者は、開講日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受講誓約書
- (2) 本人確認書類(本人確認ができる公的書類の写しなど)
- (3) 本則第12条に定める各資格の修了証の写し(資格保有者のみ)
- (4) その他、主催者が本研修を運営するために必要と認める書類

(受講料)

第11条 本研修の受講料(テキスト代・消費税込)は以下の通りとする。

なお、受講料は指定期日までに主催者が指定する金融機関への振込によって納付すること。※受講料は、原則として一括納入とする。

保有資格	受講料
無資格	128,000円
訪問介護員3級養成研修修了者	120,000円
訪問介護員2級養成研修修了者	98,000円
介護員初任者研修修了者	98,000円
訪問介護員1級養成研修修了者	60,000円
介護職員基礎研修修了者	40,000円

(受講辞退・受講料の返金)

第12条 申込手続き後に受講を辞退する場合は、書面(受講辞退届)により申し出るものとする。なお、受講料が納付済の場合は、以下の通り取扱う。

(1) 申込者の都合により、受講辞退をする場合

①開講日の1週間前(開講日当日を含まない)までに書面にて辞退を申し出た場合は、納付済みの受講料の全額(テキスト代金を含む)を返金する。

但し、返金に関する費用は申込者の負担とする。

②開講日の3日前(開講日当日を含まない)までに書面にて辞退を申し出た場合は、受講料からテキスト代金(実費)を除いた額を返金する。(テキストは、申込者が購入する)

但し、返金に関する費用は申込者の負担とする。

(2) 主催者の都合により、開講をしない場合

開講日の1週間前(開講日当日を含まない)までに申込が受講定員の半数に達しなかった場合は、当該講座を開講しないことがある。その場合は、既納の受講料は全額(テキスト代金を含む)返金する。

(欠席・補講)

第13条 やむを得ない理由(公共交通機関の遅延・運休等/遅延証明書を提出すること)により、研修の一部を欠席(遅刻・早退を含む)した場合は、以下に定める補講を受講することにより履修したものとみなす。

なお、疾病等による体調不良により欠席をする場合は、欠席した当日に医療機関を受診したことが確認できる書類(写し)を提出すること。

また、欠席等により補講を受講できる上限は、全講習期間の合計で8時間(スクールアワー適用/90分×4コマ)以内とし、補講の対象となる時間数は、本研修の面接授業に定める最低時間数に満たない時間数分に限る。(補講時

間数の合計が8時間を超過した場合は、受講資格を取り消す)

(1) 補講の方法は個別補講により行う。

但し、補講日程・時間・内容等については、事業者が指定する。

(2) 補講は面接授業(スクーリング)期間が終了するまでに受講すること。

(3) 補講に要する費用は、以下の通りとする。

個別補講：1コマ(90分)につき2,000円

(受講資格の取り消し・賞罰)

第14条 以下の事由に該当する場合は、受講資格を取り消すことがある。なお、本条により受講資格を取り消された場合は、理由の如何にかかわらず既納の受講料は返金しない。

(1) 受講誓約書に違反した場合。

(2) 正当な理由なく事業者及び講師の指導・注意等に従わず、改善がみられない場合。

(3) 受講態度・言動等に問題がみられ、事業者・講師または他の受講者の身の安全および当該研修講座の運営に支障があると判断した場合。

(4) 介護課程Ⅲの総欠席時間数が24時間(スクールアワー適用/90分×12コマ)を超過した場合。

(5) 前記に順ずる行為等があったと事業者が判断した場合。

(退学)

第15条 退学をしようとする者は、書面により退学届を提出しなければならない。

(休学)

第16条 疾病等により、やむを得ない理由により受講の継続が困難な場合は、医師の診断書を添付の上、書面により休学届を提出し、許可を得なければならない。

なお、休学期間は1年以内とし、次年度の未履修科目の履修を認める。

但し、次年度の研修が開講されなかった場合でも、理由の如何にかかわらず事業者はその責任を負わない。

(復学)

第17条 復学しようとする時は、書面により復学届を提出し、許可を得なければならない。

(遅刻・早退)

第18条 授業開始時刻から30分を経過した時点で出席が確認できない場合、及び授業終了予定時刻よりも30分以上前に早退をした場合は欠席扱いとする。

但し、公共交通機関の遅延・運休等による場合は、当該交通機関が発行する延着証明時間の範囲において出席扱いとする。

(損害賠償)

第19条 受講者の故意又は重大な過失により、事業者所有の施設および器具、器材、教具等を破損させた場合は、その損害を請求することがある。

(事故対応・保険の加入)

第20条 受講者には、傷害保険等の加入を勧める。また、教員および運営担当者は、事故等が発生することの無いよう安全の確保を最優先し、講座の運営に努める。

(科目免除)

第21条 訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、介護員初任者研修、認知症介護実践者の修了者については、厚生労働省等の定めを通り一部科目の履修を免除する。但し、科目免除を希望する者は、受講開始日までに各修了証(写し)を提出しなければならない。

(学習の評価・修了認定)

第22条 学習の評価、課程修了の認定は以下の通りとする。

- (1) 各科目の評価は60点以上であること。
- (2) 各科目の出席時間数が履修カリキュラムに定める時間数の3分2に満たない場合は、履修の修了を認めない。
- (3) 全科目の修了を認定された者には、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第23条 紛失・毀損等により、修了証明書の再発行を希望する者は、「介護福祉士実務者研修修了証明書再交付願」に必要事項を記入し、本人確認のための公的証明書類(氏名、生年月日、現住所が確認できる公的書類の写し)、および再交付手数料(2,000円)を添えて提出しなければならない。

(教職員の組織)

第24条 教員組織は以下の通りとする。

但し、各教員資格を有する教員にあっては、兼務することができる。

- (1) 専任教員(教務主任)：1名以上
- (2) 介護過程Ⅲを担当する教員：1名以上
- (3) 医療的ケアを担当する教員・1名以上

(個人情報保護法)

第25条 受講者から取得した個人情報については、個人情報保護法を遵守し、当該研修講座の運営のみに使用するものとし、特に受講者本人の事前承認がある場合を除き、他の用途には使用しない。また、遺漏等が無いよう事業者は厳重に管理する。

(施行細則)

第26条 この学則に定めのない事項について、事業者が運営上必要と認める場合は、細則を定めることができる。

(適用)

第27条 この学則は、平成31年4月1日より適用する。

以上

別表 1

履修カリキュラム

実施形態	科目名	時間数	科目免除対象資格					
			基礎 研修	訪 問 1 級	訪 問 2 級	訪 問 3 級	初 任 者	認知 症実 践者
通信学習	人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
	社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
	社会の理解Ⅱ	30	免除	免除				
	介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
	介護の基本Ⅱ	20	免除	免除	免除			
	コミュニケーション技術	20	免除	免除				
	生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
	生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
	介護課程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
	介護課程Ⅱ	25	免除	免除				
	発達と老化の理解Ⅰ	10	免除	免除				
	発達と老化の理解Ⅱ	20	免除	免除				
	認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	免除
	認知症の理解Ⅱ	20	免除	免除				免除
	障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
	障害の理解Ⅱ	20	免除	免除				
	こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
	こころとからだのしくみⅡ	60	免除	免除				
医療的ケア	50							
面接授業	介護課程Ⅲ ※ ¹	45	免除					
	医療的ケア（演習）※ ²	※	※	※	※	※	※	※
合 計		450	50	95	320	420	320	420

※¹介護課程Ⅲ（面接授業）においては、スクールアワーを適用する。

※²医療的ケア（演習）では、医療的ケア50時間とは別に、喀痰吸引（口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上）、救急蘇生法演習（1回以上）を行うことが必要。